火災発生時の防災行政無線の放送が変わります

問 総務課 地域防災係 ⑯番窓口 TEL64-1108

現在、町内で火災が発生した場合、防災行政無線により消防団召集のためのサイレンを鳴らし、消火活動後、鎮火放送を行っています。

火災の規模によっては、発生から鎮火までに長い時間を要することがあります。そういった場合でも火災の状況について、より早い段階でお知らせし、住民の皆様に安心していただくため、次のとおり放送の内容を変更します。

これまで行っていた「**鎮火**放送」の代わりに **「鎮圧放送」** を行います

放送の流れ

火災発生

↓

消防団召集のためのサイレンを鳴らし、消防団出動

↓

消火活動

これまで

鎮圧

↓

鎮火

↓

鎮火放送

これから

鎮圧

↓

鎮圧放送

↓

鎮火

鎮圧放送後、
鎮火の放送は
行いません。

これまでの放送　「先ほど発生した火災は、**鎮火**されました。」

↓

これからの放送　「先ほど発生した火災は、**燃え広がる危険性**がなくなりました。」

【用語解説】
「鎮火」　火災が消火され、消防隊による消火活動が必要なくなった状態
「鎮圧」　消火活動により火災の勢いが弱くなり、延焼拡大の危険がなくなった状態

7月1日㊌から変わります